

## 様式第 8 号

### 労働者派遣基本契約書

和泉市（以下「委託者」という。）と、\_\_\_\_\_（以下「受託者」という。）は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、以下のとおり基本契約を締結する。

#### （総則）

第 1 条 委託者及び受託者は、この契約書の定めるところにより、信義に従い、誠実にこれを履行しなければならない。

#### （目的）

第 2 条 この契約は、受託者が労働者派遣法及びこの契約に基づき、受託者の雇用する労働者（以下「派遣労働者」という。）を委託者に派遣し、委託者が派遣労働者を指揮命令して業務に従事させることを目的とする。

#### （就業条件等）

第 3 条 委託者及び受託者は、互いに労働者派遣法及び職業安定法並びに労働基準法等関係法令を遵守するものとし、所定労働時間外勤務及び休日労働等については法令に従い所定の手続きをとるものとする。

2 受託者は原則として、労働基準法他関係法規上の使用者として全責任を負い、受託者の締結した労働基準法第 3 6 条に基づく「時間外労働・休日労働に関する協定届」（以下「3 6 協定」という。）等委託者が労務管理上必要な事項については、委託者に通知するものとする。

3 委託者は、派遣契約に定めた業務以外に受託者の雇用する派遣労働者を従事させてはならず、委託者の指揮命令者にその旨指導し徹底を期するものとする。

#### （派遣期間抵触日の事前通知）

第 4 条 委託者は、労働者派遣法第 4 0 条の 2 第 1 項各号以外の労働者派遣について、派遣契約を締結するに当たっては、その都度あらかじめ当該期間制限に抵触することとなる最初の日を記載した書面の交付により受託者に通知するものとする。

#### （派遣労働者の特定行為の禁止）

第 5 条 委託者は、受託者から労働者派遣の役務を受けるに当たり、受託者からの派遣労働者を事前面接、履歴書の呈示その他の手段により特定してはならないものとする。

#### （適用範囲）

第 6 条 この契約に定める事項は、特に定めのない限り、この契約の有効期間中、委託者受託者において別途締結する労働者派遣個別契約（以下「個別契約」という。）について適用する。

(個別契約)

第7条 委託者と受託者は、受託者が委託者に労働者派遣を行う都度、労働者派遣法に定められた業務（以下「派遣業務」という。）、派遣人員、派遣期間、その他の事項について、この契約に基づき個別契約を締結するものとする。

(派遣料金)

第8条 この契約に基づく役務の対価として、委託者は受託者に対し個別契約に規定する派遣料金を支払うものとする。

2 受託者は、前項の派遣料金に消費税及び地方消費税を加算した額を委託者に請求するものとする。ただし、円未満の端数は切り捨てとする。

3 契約金額の支払いについては、毎月払いとする。

(派遣料金の支払方法)

第9条 受託者は、毎月末に委託者の指定する職員による派遣労働者勤務の確認を受け、当該月分の派遣料金を翌月に委託者へ請求するものとする。

2 委託者は、前項による適正な請求を受理したときは、その日から起算して30日以内に受託者に支払うものとする。

(契約保証金)

第10条 この契約に係る受託者が委託者に納付すべき契約保証金は和泉市財務規則第104条第3号により免除する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第11条 受託者は、この契約によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(金銭、有価証券の取扱い)

第12条 委託者は、派遣労働者に金銭、有価証券を取り扱わせないこととする。

(派遣労働者の選定及び交代)

第13条 受託者は、個別契約に基づき派遣業務の遂行に適切で十分な資格、能力、技術、経験等を有する者を選定しなければならない。

2 委託者は、派遣された派遣労働者のうちで、派遣業務の遂行に当たり、委託者の要求する資格、能力、技術、経験等を満たさない等著しく不相当と認められる者がある場合は、その理由を付して、受託者に対し派遣労働者の交代を要請することができるものとする。

3 受託者は、前項による交代要請がなされたときは、速やかに調査するものとし、当該交代要請が不当でないと認められた場合には、遅延なく委託者の要求する資格、能力、技術、経験等を満たす者と交代の上、派遣させなければならない。

4 受託者は、前項による交代に当たっては、無償にて十分な引継ぎを行わせ、委託者の承認を受けるものとする。

(派遣先責任者)

第14条 委託者は、委託者の職員の中から派遣先責任者を選任するものとする。

2 派遣先責任者は、派遣労働者を指揮命令する者に対して、個別契約に定める事項を遵守させる他、適正な派遣就業確保のための措置を講じなければならない。

(派遣元責任者)

第15条 受託者は、受託者の雇用する労働者の中から、派遣元責任者を選任するものとする。

2 派遣元責任者は、派遣労働者の適正な就業確保のための措置を講じなければならない。

(指揮命令者)

第16条 委託者は、委託者の職員の中から、指揮命令者を選任するものとする。

2 指揮命令者は、業務の処理について、個別契約に定める事項を守って派遣労働者を指揮命令し、契約外の業務に従事させることのないよう留意し、派遣労働者が安全、正確かつ適切に業務を処理できるよう、業務処理の方法、その他必要な事項を派遣労働者に周知し指導するものとする。

(派遣先の構すべき措置)

第17条 委託者は、派遣就業が適正に行われるように、安全、衛生の確保、セクシャルハラスメントの防止、その他適切な就業環境の維持等、労働者派遣法その他関係法令及び厚生労働省指針等で定められた派遣先が講すべき措置を講ずるものとする。

(苦情処理)

第18条 委託者及び受託者は、派遣労働者から苦情の申出をうけたときは、互いに協力して迅速な解決に努めなければならない。

(業務上災害等)

第19条 受託者は、派遣業務に伴う派遣労働者の業務上災害及び通勤災害については、労働基準法で定める使用者の責任並びに労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律で定める事業主の責任を負う。

2 委託者は、受託者の行う前項の手続について必要な協力をしなければならない。

(機密保持)

第20条 委託者及び受託者は、この契約により知り得た業務上の機密を漏洩しないものとする。

2 受託者及び派遣労働者は、契約期間中はもちろんのこと、契約期間終了後においても、この契約に基づく業務の遂行上、直接又は間接に知り得た事項を他に漏らし、若しくは他の目的に利用してはならない。

3 受託者は、前項の趣旨を達成するため必要な規程を定め、派遣労働者に周知徹底させるものとする。

4 受託者及び派遣労働者は、委託者の資料等を持ち出し、又は他人に提示してはならない。

(個人情報の保護)

第21条 受託者及び派遣労働者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(事故報告)

第22条 受託者及び派遣労働者は、この契約による業務を処理するために委託者から提供された情報を漏えいし、き損し、又は滅失したときは直ちに委託者に報告し、委託者受託者協議の上、適切な措置をとるものとする。

2 受託者及び派遣労働者は、業務処理中事故が発生したとき、又はやむを得ない理由により業務を遂行することができなくなったときは、直ちに委託者に報告し、委託者受託者協議の上、適切な措置をとるものとする。

(委託者の契約解除権)

第23条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく、この契約による業務に着手すべき時期を過ぎてもその業務に着手しないとき。
  - (2) 契約に関して、受託者又は派遣労働者に不正又は不当な行為があったとき。
  - (3) 業務履行上の過失、不手際が度重なったとき。
  - (4) 契約の履行に当たり、委託者の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨げたとき。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
  - (6) 第24条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
  - (7) 受託者について、破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てがあったとき、又はこれと同視しうる経営危機に陥ったと認められるとき。
  - (8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。
  - (9) 独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき。
  - (10) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受託者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 受託者は、前項の規定により契約が解除されたときは、委託者の損害発生の有無に関わらず、違約金として第8条に定める派遣料金から算定される年間予定額（以下「派遣料金予定額」という。）の100分の10に相当する額を委託者に支払わなければならない。

(受託者の契約解除権)

第24条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、契約を解除することができる。ただし、受託者の責に帰すべき事由があるときはこの限りでない。

- (1) 業務委託の内容を変更したため委託金額が2/3以上減少したとき又は業務委託の中止期間が履行期間の1/2を超えたとき。
  - (2) 委託者が、正当な理由がなく契約に違反し、その違反により委託業務を完了することが不可能となったとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者はその損害を賠償するものとし、その損害額は、委託者受託者協議して定めるものとする。
- 3 前項の場合において、委託者が賠償金を受託者が指定する期間内に支払わないときは、委託者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（以下「支払遅延防止法で定める率」という。）を当該未支払金額に乗じた額を遅延利息として受託者に支払わなければならない。
- 4 委託者は、第1項の規定により契約が解除されたとき、受託者の損害発生の有無に関わらず、受託者に違約金を支払わなければならない。その際、違約金の金額については、第23条第2項の規定を準用する。

(不完全履行による減額、損害賠償)

第25条 委託者は、受託者及び派遣労働者が業務の一部を履行しないとき、又は業務の履行が不完全であるときは、派遣料金予定額から、その不履行又は不完全部分に相当する金額の減額を請求することができる。この場合において、委託者が損害を受けたときは、受託者に対してその賠償を請求することができる。

(賠償額の予約)

第26条 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かを問わず、かつ、損害の発生及び損害額を立証することなく派遣料金予定額の100分の10に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間に支払わなければならない。この契約が終了した後も同様とする。

- (1) 第23条第1項第8号に規定する排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 第23条第1項第9号に規定する納付命令が確定したとき。
  - (3) 第23条第1項第10号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の場合において、委託者に生じた実際の損害額が、派遣料金予定額の100分の10に相当する額を超える場合においては、委託者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(誓約書の提出)

第27条 受託者及び和泉市暴力団排除条例（平成24年和泉市条例第1号。以下「暴力団排除条例」という。）第7条に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）は、暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないことをそれぞれが表明した誓約書を、受託者がとりまとめて委託者に提出しなければならない。

2 前項に関わらず、受注者が委託し、又は請け負わせる第三者が、和泉市入札参加資格審査申請時に暴力団排除に関する誓約書を既に提出している場合又は発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

(暴力団排除に伴う契約の解除)

第28条 委託者は、暴力団排除条例第8条第1項第6号に基づき、受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、この契約を解除する。

2 委託者は、暴力団排除条例第8条第1項第7号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受託者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受託者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。

3 前項の規定により受託者が下請負人等との契約解除を行った場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

4 委託者は、第1項及び第2項の規定により契約を解除したときは、違約金として派遣料金予定額の100分の10に相当する金額を徴収することができるものとする。

5 前項の場合において、委託者に生じた実際の損害額が、この契約による派遣料金予定額の100分の10に相当する金額を超える場合においては、委託者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

6 前2項の場合において、受託者が賠償金を委託者が指定する期間内に支払わないときは、受託者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、この契約締結の日における支払遅延防止法で定める率を当該未支払金額に乗じた額を遅延利息として委託者に払わなければならない。

(権利の帰属)

第29条 派遣労働者が派遣業務の遂行の過程で発生した発明、考案、創作、その他一切の産業財産権（権利取得のために出願する権利及び当該出願の結果取得された権利を含む。）に関する権利を委託者が派遣労働者から譲り受け、委託者に帰属させることについて受託者は異議を述べないものとする。万一、強制力のある公権力の判断により使用者等が受託者であると認定された場合も同様とする。なお、法令によって派遣労働者に対価を支払わなければならないときは委託者がその対価を負担するものとし、受託者は、これに関して何らの負担をしないものとする。

2 派遣労働者が業務の遂行の過程で発生した著作物（著作権法第15条に定める要件を満たしたものをいう。（以下「職務著作」という。）の著作権は委託者が著作権法第15条にいう法人その他使用者（以下「法人等」という。）として原始的に著作権を取得する。万一、強制力のある公権力の判断により法人等が受託者であると認定された場合には受託者は委託者に対して、職務著作にかかる著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を譲渡し、委託者及び委託者の承継人に対しても著作者人格権を行使しないものとする。

（個別契約の解除）

第30条 委託者は、自己の事由により、個別契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、受託者の合意を得るとともに、あらかじめ30日前までに文書で通知するものとする。なお、この場合において、受託者から、当該契約の解除を行おうとする理由の開示請求があったときは、当該理由を明らかにするものとする。

2 委託者は、委託者の事由により派遣契約の中途解除がされた場合は、当該派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図るものとする。

3 委託者は、前項による新たな就業機会の確保が図れなかった場合は、受託者の請求に基づき当該派遣契約に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行うものとする。

（損害賠償）

第31条 受託者は、派遣業務の遂行において、派遣労働者がこの契約又は個別契約に違反し、若しくは故意又は重大な過失により委託者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害責任を負うものとする。ただし、その損害が、派遣労働者に対する指揮命令者その他委託者の職員の指揮命令等（以下「指揮命令等」という。）により生じた場合は、この限りではない。

2 前項の場合において、その損害が、派遣労働者の故意又は重大な過失及び指揮命令等との双方に起因するときは、委託者受託者協議して損害賠償の負担割合を定めるものとする。

（有効期間）

第32条 この契約の有効期間は、令和8年7月1日から令和9年3月31日とする。

（相殺）

第33条 委託者は、受託者に対する金銭債権を有している場合において、受託者が第23条第1項第7号の規定に該当したときは、当該金銭債権と第9条第1項の派遣料金を相殺することができる。

（変更の届出）

第34条 受託者は、名称、住所、代表者及び使用印鑑のいずれかの変更があったときは、速やかに委託者に届出なければならない。

（管轄の合意）

第35条 この契約に関する争訟の提起、申立て等は、委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(協議)

第36条 この契約に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び和泉市財務規則（昭和39年規則第12号）によるほか、必要に応じて委託者受託者協議して定める。

この契約締結の証として、この契約書2通を作成し、委託者・受託者双方記名押印の上、各々1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

委託者 和泉市府中町二丁目7番5号  
和泉市  
和泉市長 辻 宏康

受託者

## 別 記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 受託者（第三者に業務を委託し、又は請け負わせた場合は、当該第三者を含む。以下同じ。）は、この契約を履行するに当たり、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 受託者は、この契約の履行に関して知り得た個人情報を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (使用者への周知)

第3 受託者は、その使用する者に対し、在職中だけでなく退職後においてもこの契約の履行に関して知り得た個人情報を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。また、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

#### (収集の制限)

第4 受託者は、この契約を履行するために個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (適正管理)

第5 受託者は、この契約の履行に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適正な管理のため、必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いを委託者が指定する場所で行うものとし、委託者があらかじめ承認した場合を除き、当該場所から個人情報が記録された媒体を持ち出してはならない。

#### (目的外使用等の禁止)

第6 受託者は、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約の履行に関して知り得た個人情報を、当該業務を処理する以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (複写及び複製の禁止)

第7 受託者は、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約を履行するために、委託者から提供された個人情報が記録された帳票類等を複写し、又は複製してはならない。

#### (資料等の返還)

第8 受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、当該業務を処理するために委託者から提供された個人情報が記録された帳票類等は、速やかに委託者に返還し、引き渡し、又は消去しなければならない。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

#### (取扱状況の報告)

第9 受託者は、個人情報の取扱いの状況について委託者から報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

(監査等)

第10 受託者は、個人情報の取扱状況を把握するための監査等を委託者から求められた場合は、応じなければならない。

(事故発生時における報告)

第11 受託者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、その旨を速やかに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第12 委託者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。